

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第17回）議事録

日時：6月19日（木）午後3時～5時

場所：役場第3会議室

出席者 小乾委員、里委員

欠席者 高森委員長、小原副委員長、清水委員、松田委員、来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

（事務局）

- ・第15回プロジェクトおよび策定委員会グループ討議まで、ホームページにアップしている。
- ・前回の協議事項確認。（資料）
- ・資料確認（他市町の章・条項比較表、前回議事録）…本村と他市町との項目の比較をし、本村に無いもの、各市町の特色あるものなどについて話しあった。今後も章・条項など確認していただきながら、最終的に条文を詰めて行くこととする。
- ・それでは、今回は行政運営から協議を行う。

第6章 行政運営

- ・総合計画について、策定委員会の意見ではその他の計画も含め総合計画等としてある。「計画の策定にあたっては、村民の意見が反映できるように」ということだったので、意見を反映するのは総合計画だけではなく、すべての計画に関係するのではということ、等とつけた方が良いという意見だった。
- ・条例の項目に等とつけるのは、略した場合につけると思うが。
- ・ここでは、その他の計画すべてを含めている。これは、計画の策定への参加や委員等の公募などにも関係してくるのではないか。
- ・その他、「新たな課題に対応できるよう不断の検討を加える」ことは、この文言が常に村民がフォローできるという意味ではという意見だった。
- ・計画そのものは当然かもしれないが、計画そのものをいつもチェックしたり、変更したりすることはないと思うが。不断の検討は少し気になるが。
- ・策定委員会では、常にフォロー（見守り）が必要という意見だった。
- ・そうすると項目も変更が必要と思うが。
- ・その他の計画も入れると項目を総合計画等としないといけないと思う。
- ・その他の計画とはどんなものかということになり、色々あるので難しいと

思う。

- ・総合計画のみ盛り込んでおけば、フォローも対応しやすいと思う。
- ・計画の中でも村民が委員に入らないものもあり、意見が反映されないものもある。
- ・それでは、総合計画が地方自治法に定まったものでもあり、総合計画のみでその他計画は含めないということをプロジェクトでの意見とする。
- ・財政運営は、どうか。
- ・名張、生野、我孫子を参考に考えている。
- ・「最少の経費で最大の効果」は、行政の役割と責務にも盛り込んであった。どちらに載せるかは検討の余地があると思う。
- ・行政評価については、事務事業の見直しを合わせるのか別条項とするのかということで、策定委員会では合わせた。プロジェクトでは別であったが、成果を達成度等評価し、低ければ見直しも必要となるので、同項目で考えれば良いと思う。
- ・危機管理は、名張を参考にしている。
- ・危機管理は、安全・安心とセットで考える必要があると思う。
- ・行政運営の中で良いと思うが、盛り込むかどうかは検討する必要があると思う。
- ・既存の防災計画や国民保護計画もあるし、危機管理の中では「体制を確立する」という意見となっている。
- ・国民保護計画では、体制は整えてあることとなっている。
- ・危機管理は必要ないことはないが、ここに載せるかどうか検討する。
- ・法令遵守と倫理規範の確立は、プロジェクトでは法令遵守のみで倫理基本については、盛り込んでいない。
- ・「不当な要求…」はまったくないことはないが、ここまで必要かどうか。
- ・載せるのかどうか今後検討が必要ということで。

第7章 情報の共有

- ・情報の共有の文言で、行政側から言うのは難しいが、策定委員の中から「村民も積極的に情報を得るよう努める」と言われており、とても良いと思う。
- ・載せ方には工夫が必要かもしれないが、とても良いことなので文言としては載せておくということで。
- ・情報の公開では、現に情報公開条例があるので、「別に定める」という文言は必要と思う。
- ・プロジェクトでは、「知る権利を保障し…」とあるが。
- ・村民の権利の中に載せれば、ここに載せなくても良いと思うので、策定委員の意見で良いと思う。
- ・策定委員の「村民等の参加による開かれた…」という部分がくどいように感じるが。
- ・プロジェクトでは「原則として公開する」となっているので、策定委員会

の文言が良いが、「原則として」を追加したほうが良いと思う。

- ・それでは、プロジェクトは「村民等（の参加：削除）に（よる：削除）開かれた…、村政に関する情報を原則として公開しなければならない」という文言が良いという意見で。
- ・次の個人情報保護は、プロジェクトには「別に条例で定めるところにより」が載せてないので、追加すれば良いと思う。
- ・二つに分けて載せたほうが良いと思う。例えば、何人も侵害されることのないよう別条例で保護するということと、個人の情報について開示・訂正すること。
- ・情報提供、情報公開、情報開示というふうに分けて考えたほうが良いと思う。
- ・情報提供は行政や議会が提供するが、結局は、共有ということで村民も行政も議会も共通理解を深めるということになる。だから村民も関心を持っていただくこととなる。
- ・項目ごとに分けて考えるということ。

第8章 参加のしくみと説明責任

- ・住民投票については、実施することと発議および請求の内容は載せる必要があると思う。
- ・どういうときに実施できるか。その他、住民投票の結果を尊重することも必要。発議および請求の内容は、H15年のものを基本に考えたら良いのでは。
- ・例えば総数の1/50以上の連署で村長へ請求し、村長は議会に付議する、議員の1/12以上の賛成で議員発議ができて、過半数以上の賛成による議決で実施。また、総数1/4以上あれば、1/50以上の連署で請求しなくても実施できるなど発議および請求の内容を定める必要がある。名張参照
- ・北栄町と同様に、例えば、住民発議と議員発議と村長自ら実施できる場合の3点が載せてあれば良いと思う。年齢および署名人数の規準は、検討必要。
- ・住民投票条例は、別に定めるという考えだと思うが。
- ・定めないと、この条例にすべては載せることはできない。
- ・発議さえ決めておけば、発議されたら条例を定めないといけなくなる。
- ・北栄もあとで制定された。
- ・住民投票にもいろいろあると思うが、別条例を定めてそれに基づいて実施するという事。
- ・実施するための条例が必要ということ。
- ・そのほかは、後ほど確認いただきご意見をいただければと思う。
- ・説明責任は、村が村民に対しての説明をするので、行政運営の中に入るのはないか。
- ・行政の役割と責務に入る場合もあるかもしれない。

- ・ 議会が、そういう責任を負うことになれば、両方に載せれないのでここに載せることもあるかもしれない。
- ・ 他市町では、市政運営が多い。
- ・ とりあえず、行政運営に載せるということで。
- ・ この参加のしくみという章では、参画と協働とか委員等の公募とかが入るところだと思う。
- ・ 第8章は、参画と協働にして、説明責任は行政運営にすれば良いと思う。
- ・ 推進委員会は、別の章立てでしたほうが良いと思う。
- ・ それでは、説明責任を行政運営に、推進委員会は別章立てにするということに。そのほかは検討いただく。

◇その他

(事務局)

- ・ 策定委員会が6/24に開催する。6/27(金)午後1:30からは我孫子の福嶋さんにお話を聞く予定で、7/11には中川アドバイザーをお招きし、アドバイスをいただく予定。どちらも是非出席を。
- ・ 6/27(金)までに検討し、27日には参加いただく。
- ・ そのことを踏まえ、7/1、3の午前・午後で調整させていただく。

○閉会